

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.27

総務省

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク災害対策促進税制)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	<p>■税制措置の内容</p> <p>地方税（固定資産税） 取得後3年間、課税標準3/4（償却資産に限ります）</p> <p>■適用期間</p> <p>2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）</p> <p>■対象設備</p> <p>災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等。ただし、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合があります）。</p> <p>■対象となる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予備送信所の整備</li> <li>送信所の移転</li> <li>FM補完中継局の整備</li> </ul>
対象と なる方	民間ラジオ放送事業者
問い合わせ 先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送ネットワーク災害対策促進税制 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html</a></li> </ul>

## 放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

- 1 対象者**  
民間ラジオ放送事業者
- 2 対象設備**  
災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)  
※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。
- 3 特例措置**  
地方税(固定資産税)：課税標準3/4(取得後3年間)
- 4 適用期間**  
2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日)

### 【対象設備イメージ】

